

第3次甲賀市環境基本計画 (資料編)

令和7年3月
甲 賀 市

～目 次～

資料 1. 第 3 次甲賀市環境基本計画策定の経過	1
資料 2. アンケート調査	3
資料 3. 甲賀市レッドリスト 2022 分類群別、年度別記載種数	25
資料 4. 第 2 次環境基本計画期間における取組	28
資料 5. 甲賀市環境基本条例	33

資料 1. 第 3 次甲賀市環境基本計画策定の経過

1. 環境審議会の開催状況

回数	開催日程	主な内容
第 1 回	令和 6 年 7 月 26 日(金)	・第 3 次甲賀市環境基本計画の策定について（諮問） ・第 3 次甲賀市環境基本計画（たたき台）について
第 2 回	令和 6 年 9 月 19 日(木)	・第 3 次甲賀市環境基本計画（素案）について
第 3 回	令和 6 年 10 月 8 日(火)	・第 3 次甲賀市環境基本計画（案）について ・答申について
答 申	令和 6 年 10 月 11 日(金)	・第 3 次甲賀市環境基本計画の策定について（答申）

2. 環境審議会の委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属等
1 号委員 (学識委員)	じく ふみひこ 竺 文彦	龍谷大学 名誉教授
	よこた たけと 横田 岳人	龍谷大学 先端理工学部 准教授
2 号委員 (地域代表)	なかじま ひとし 中島 仁史	土山の町並みを愛する会 (あいの土山振興会 推薦)
	かねこ りか 金子 利佳	ビワコゼロウェイスト 推薦
	いしやま としのり 石山 利則	湖南・甲賀環境協会 推薦
	むらた よしみ 村田 吉美	甲賀市小学校教育研究会環境教育部会長
	もりわき さとし 森脇 賢	滋賀県甲賀環境事務所長
2 号委員 (一般公募)	いとい とよみ 糸井 豊美	

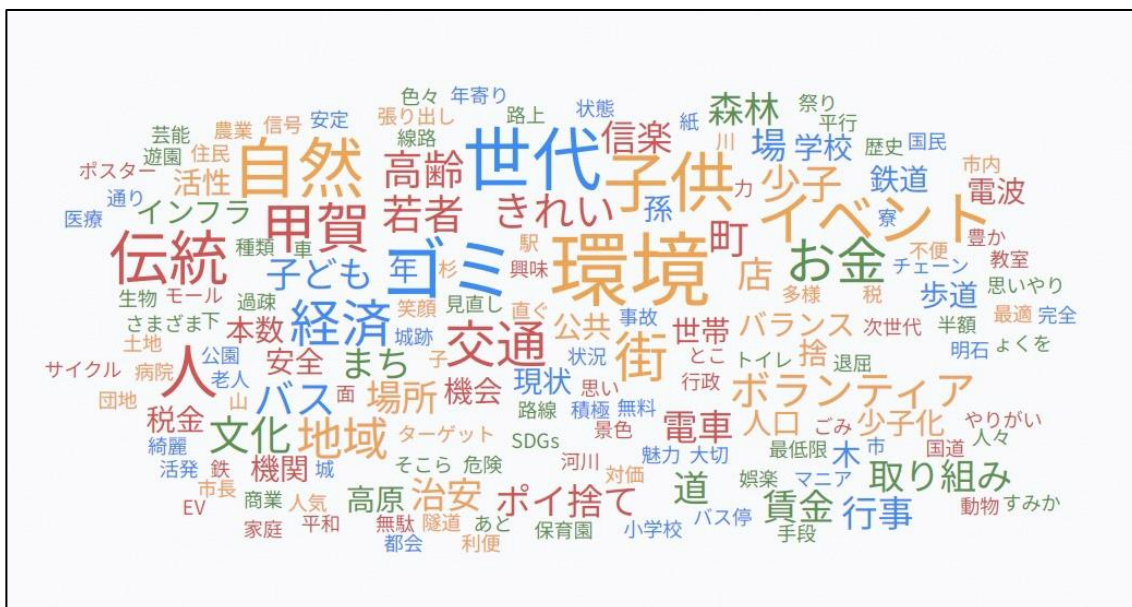
3. 市民参加型オンライン合意形成プラットフォーム

- ・テーマ：甲賀市の環境（自然環境、生活環境、地球環境など）を社会や経済の動きとバランスを保ちながら、こどもや孫の世代に引き継ぐために、私たちが取り組むべきことは何ですか。
- ・期 間：令和6年7月1日（月）～8月31日（土）
- ・投 稿：294人・358件

【投稿内容の分類】

- | | |
|--------------|---------------|
| ・地域活性化・・・75件 | ・交通インフラ・・・42件 |
| ・環境整備・・・68件 | ・文化・伝統・・・36件 |
| ・子育て支援・・・62件 | ・安全・治安・・・31件 |
| ・経済発展・・・44件 | |

ワードクラウド（単語の出現頻度を文字サイズの大小で表現したチャート）



4. パブリック・コメント

「第3次甲賀市環境基本計画（案）」について、市民に内容を公表し、広く意見を募集する事を目的とし、パブリック・コメントを実施しました。

【詳細】

- ・期 間：令和6年12月1日（日）～令和7年1月6日（月） 37日間
- ・意見数：意見提出者 1人
意見総数 1件

資料 2. アンケート調査

令和 5 年度甲賀市市政に関する意識調査

(1) 目的

市民の環境に関する意識や考え、また令和 2 年度（2020 年度）の意識調査との変化を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施期間

令和 5 年 10 月 6 日（金）～10 月 20 日（金）

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収又はインターネットによる回収

(4) 調査対象者

市内在住の 16 歳以上の男女の中から、3,000 人を無作為に抽出（層化二段無作為抽出による）

(5) 回収状況

配布件数：3,000 通

回収件数：1,260 件

有効回答率：42.0%

※うち、郵送回収：887 件（70.4%）、インターネット回収 373 件（29.6%）

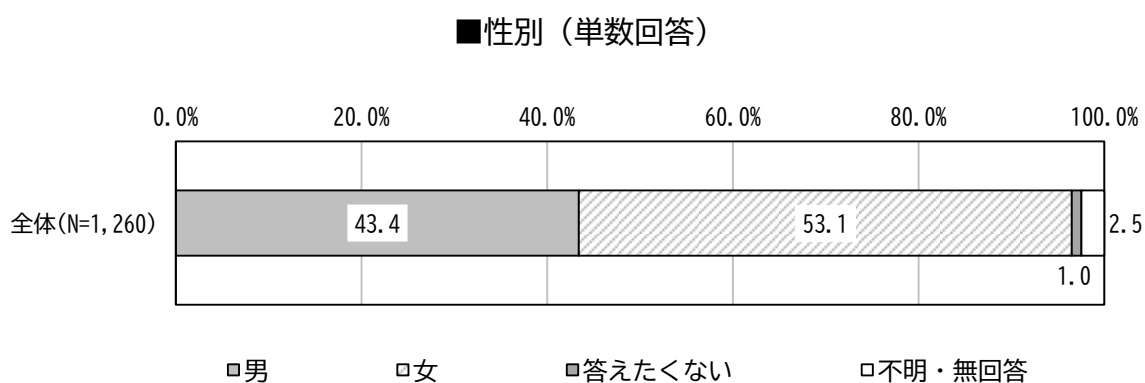
(6) アンケート結果

I. 回答者の属性

①性別

《問 1》あなたの性別を教えてください。（○は1つ）

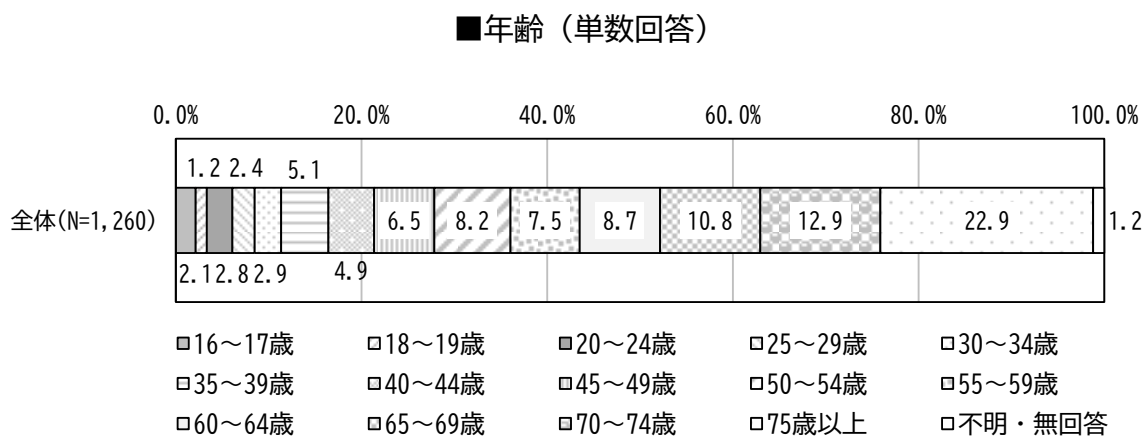
性別は、「男」が43.4%、「女」が53.1%、「答えたくない」が1.0%となっています。



②年齢

《問 2》あなたの年齢は、10月1日現在でおいくつですか。（○は1つ）

年齢は、「75歳以上」が29.9%で最も多くなっており、以下、「70～74歳」が12.9%、「65～69歳」が10.8%と続いています。

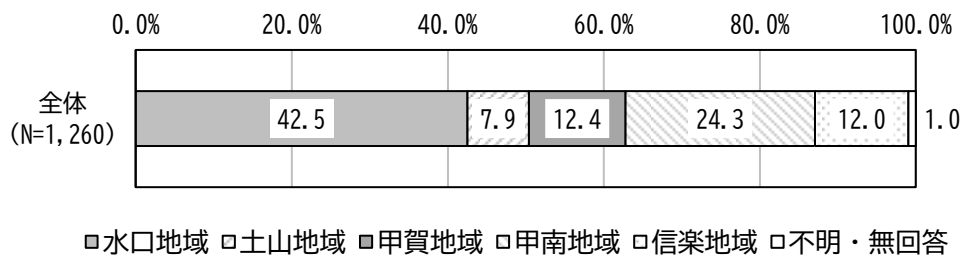


③居住地

《問3》あなたのお住まいの地域はどちらですか。（○は1つ）

居住地は「水口地域」が42.5%で最も多くなっており、以下、「甲南地域」が24.3%、「甲賀地域」が12.4%、「信楽地域」が12.0%、「土山地域」が7.9%と続いています。

■居住地（単数回答）



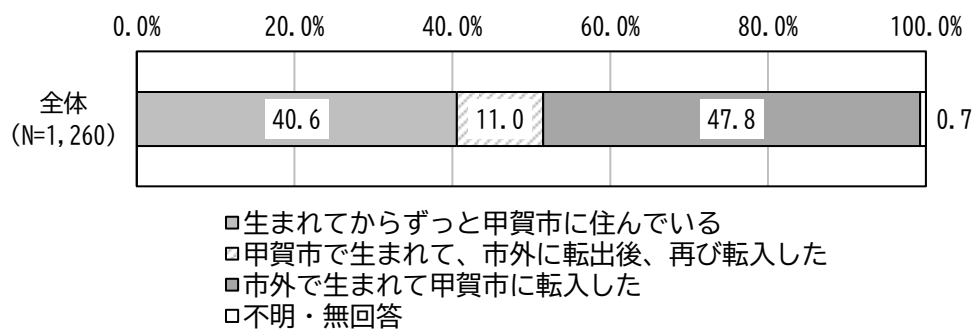
④甲賀市の居住歴

《問4》あなたは、いつから甲賀市にお住まいですか。

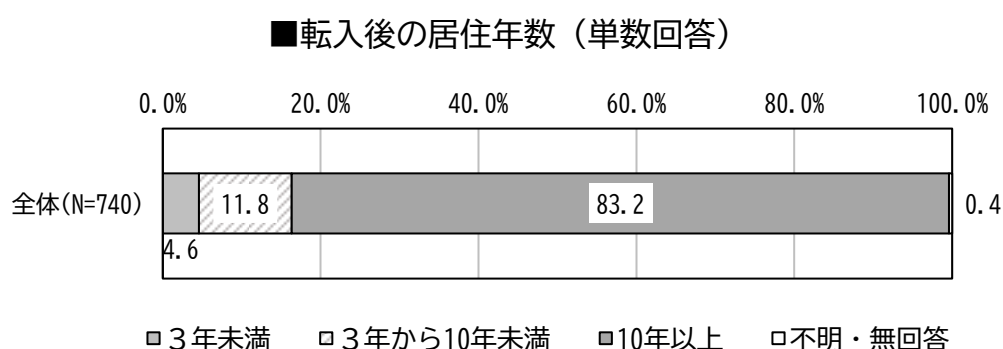
《問4-1》問4で「甲賀市で生まれて市外に転出後、再び転入した」または「市外で生まれて甲賀市に転入した」と回答された方におたずねします。転入後、何年ぐらい甲賀市にお住まいですか。

甲賀市の居住歴は、「市外に生まれて甲賀市に転入した」が47.8%で最も多くなっており、以下、「生まれてからずっと甲賀市に住んでいる」が40.6%、「甲賀市に生まれて、市外に転出後、再び転入した」が11.0%と続いています。

■甲賀市の居住歴（単数回答）



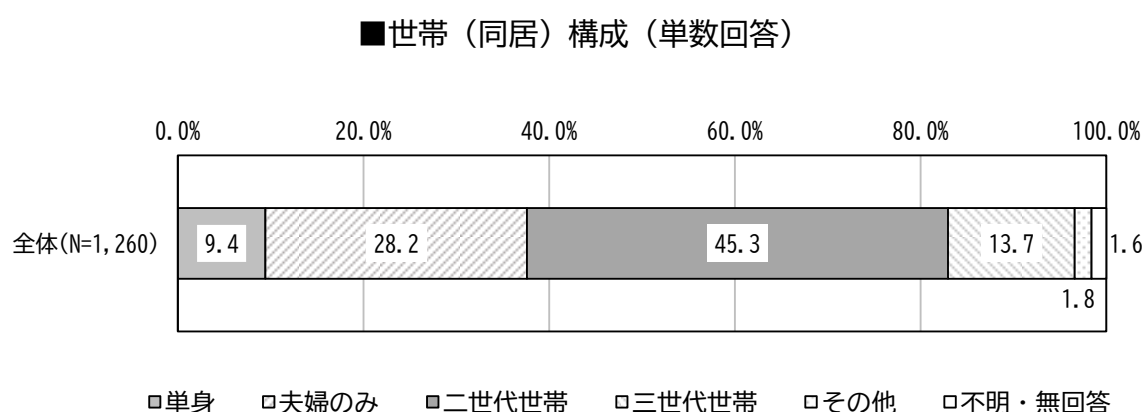
転入後の居住年数は、「10 年以上」が 83.2%で最も多くなっており、以下、「3～10 年未満」が 11.8%、「3 年未満」が 4.6%と続いています。



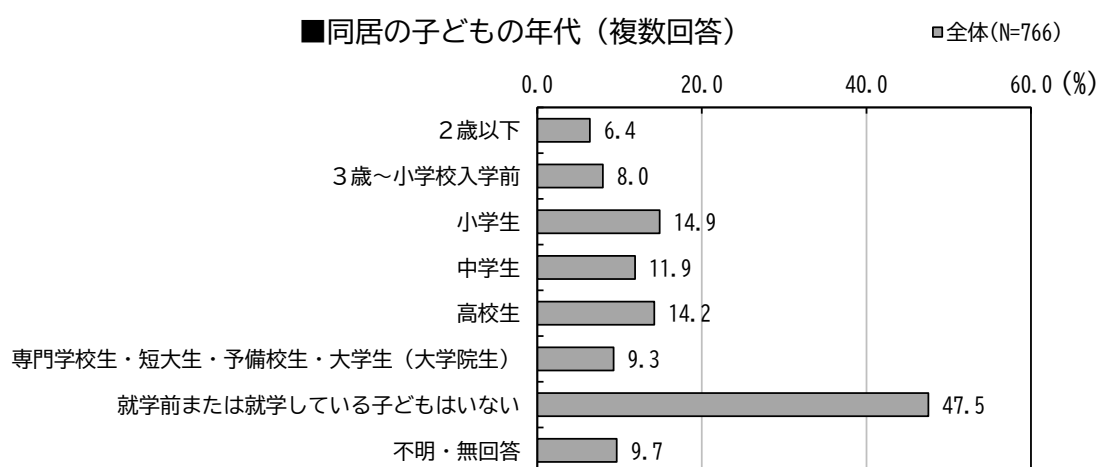
⑤世帯（同居）構成

《問 5》あなたの世帯（同居）はどのような構成ですか。（○は1つ）
 《問 5-1》問 5 で「二世帯世帯（親・子）」「三世帯世帯（親・子・孫）」「その他」の
いずれかに回答された方におたずねします。
 あなたは就学前または就学しているお子様・お孫様（同居）はおられますか。（○はいくつでも）※別居されているお子様・お孫様は含みません

世帯（同居）構成は、「二世帯世帯（親・子）」が 45.3%で最も多くなっており、以下、「夫婦のみ」が 28.2%、「三世帯世帯（親・子・孫）」が 13.7%と続いています。



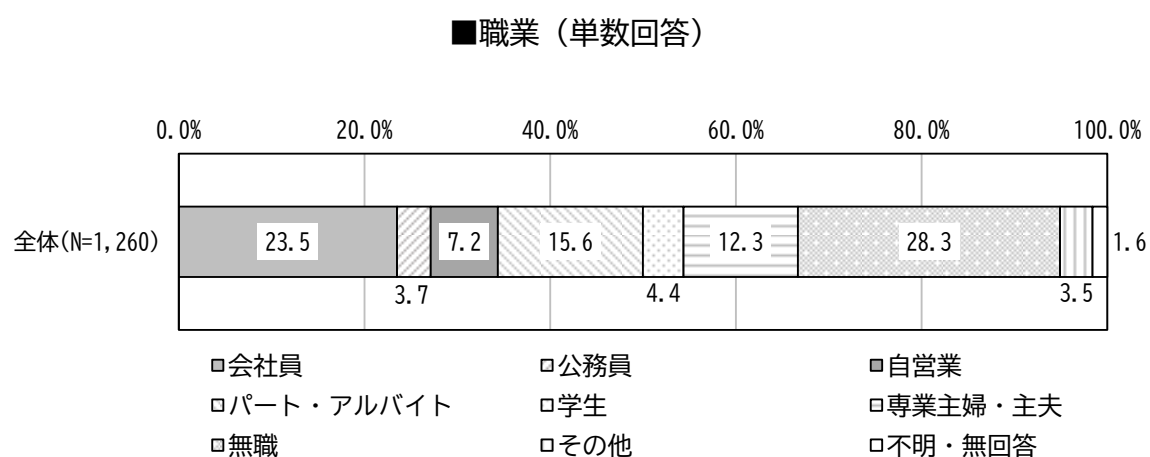
同居の子どもの年代は、「就学前又は就学している子どもはいない」が 47.5%で最も多くなっており、以下、「小学生」が 14.9%、「高校生」が 14.2%と続いています。



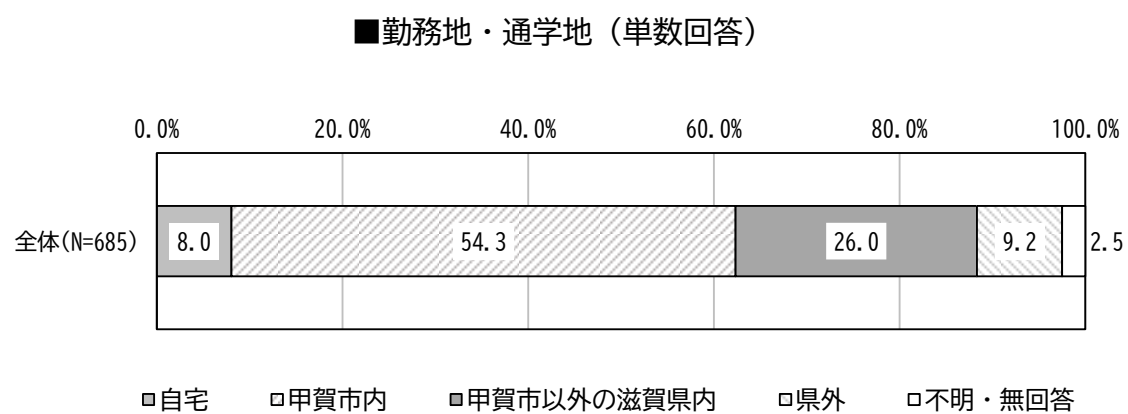
⑥職業

《問 6》あなたの職業等は何ですか。（○は1つ）
 《問 6-1》問 6 で「会社員」「公務員」「自営業」「パート・アルバイト」「学生」のいずれかに回答された方におたずねします。
 あなたの勤務地（通学地）はどちらですか。（○は1つ）

職業は、「無職」が 28.3%で最も多くなっており、以下、「会社員」が 23.5%、「パート・アルバイト」が 15.6%と続いています。



勤務地（通学地）は、「甲賀市内」が 54.3%で最も多くなっており、以下、「甲賀市以外の滋賀県内」が 26.0%、「県外」が 9.2%、「自宅」が 8.0%と続いています。



Ⅱ．環境保全について

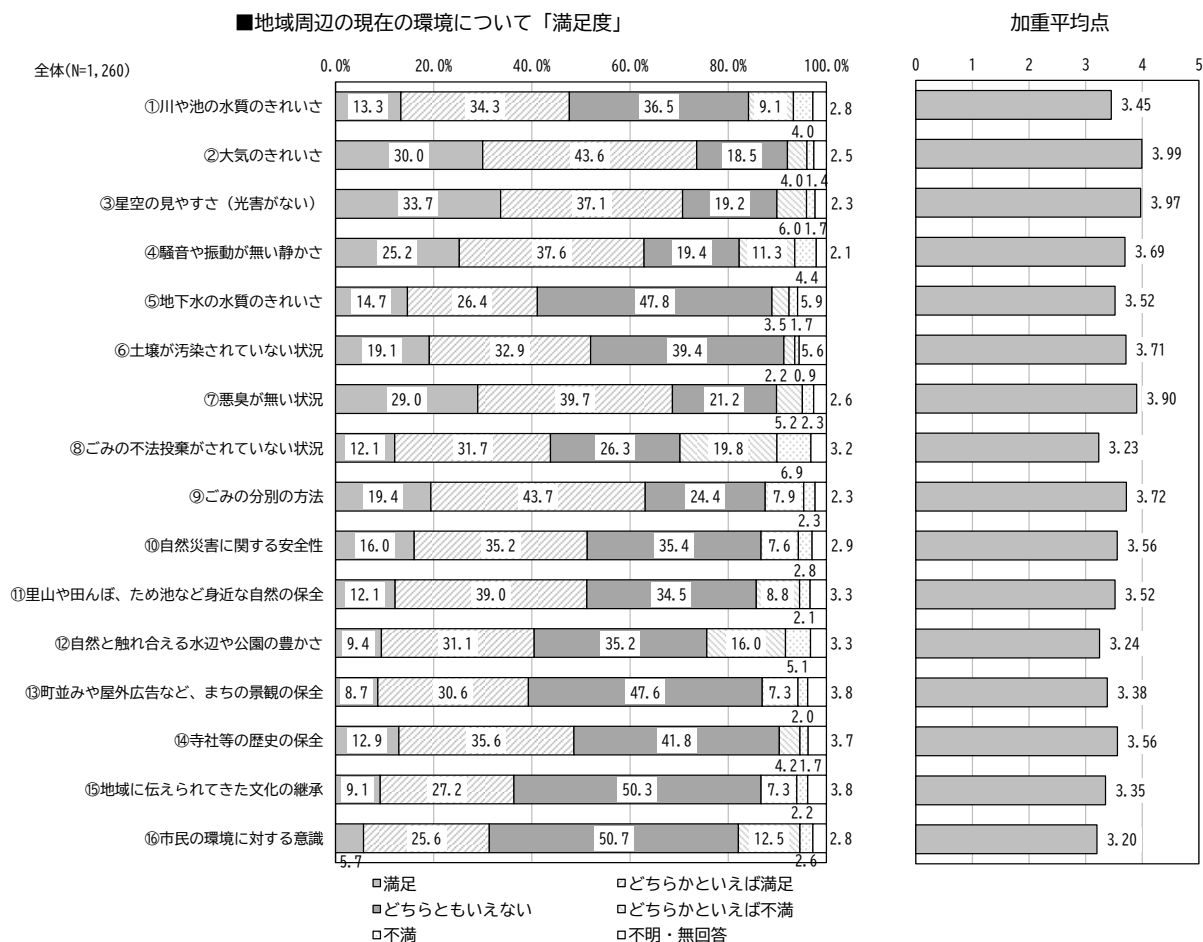
(1) 住んでいる地域周辺の現在の環境について

《問 7》あなたが住んでいる地域周辺の現在の環境について、あなたの「満足度」と「重要度」についておたずねします。以下の①～⑯のそれぞれの項目について、右の欄の1～5の中からあなたの満足度合い、重要度合いに最も近い番号を選んでください。（それぞれ○は1つ）

①満足度

●全体でみると、「満足」が最も多いのは「星空の見やすさ（光害がない）」で33.7%、以下、「大気ของきれいさ」で30.0%、「悪臭が無い状況」で29.0%と続いています。「不満」が最も多いのは「ごみの不法投棄がされていない状況」で6.9%、以下、「自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ」で5.1%、「騒音や振動が無い静かさ」で4.4%と続いています。

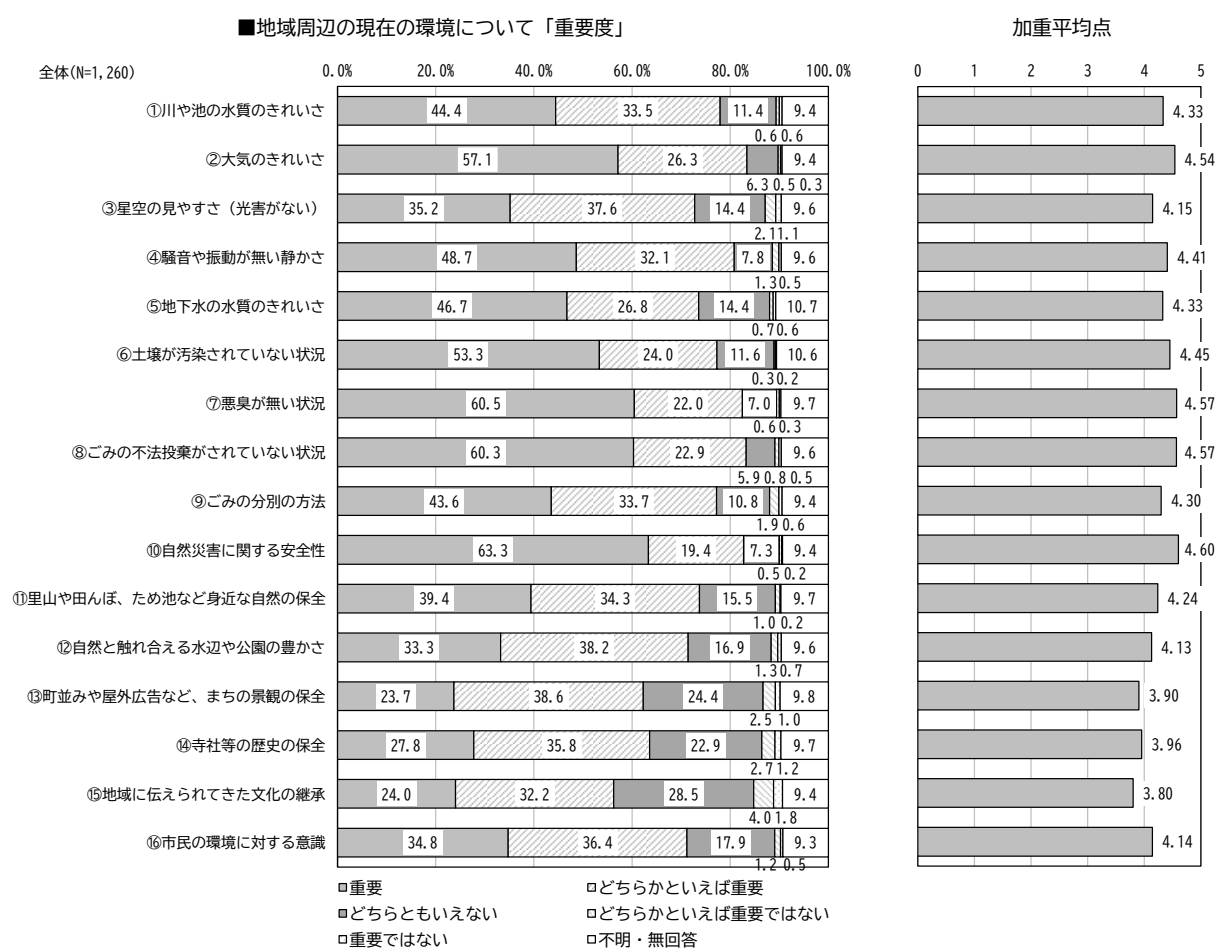
●加重平均値（「満足」を5点、「どちらかといえば満足」を4点、「どちらともいえない」を3点、「どちらかといえば不満」を2点、「不満」を1点とした場合）でみると、最も高いのは「大気ของきれいさ」で3.99点、以下、「星空の見やすさ（光害がない）」で3.97点、「悪臭が無い状況」で3.90点と続いています。



②重要度

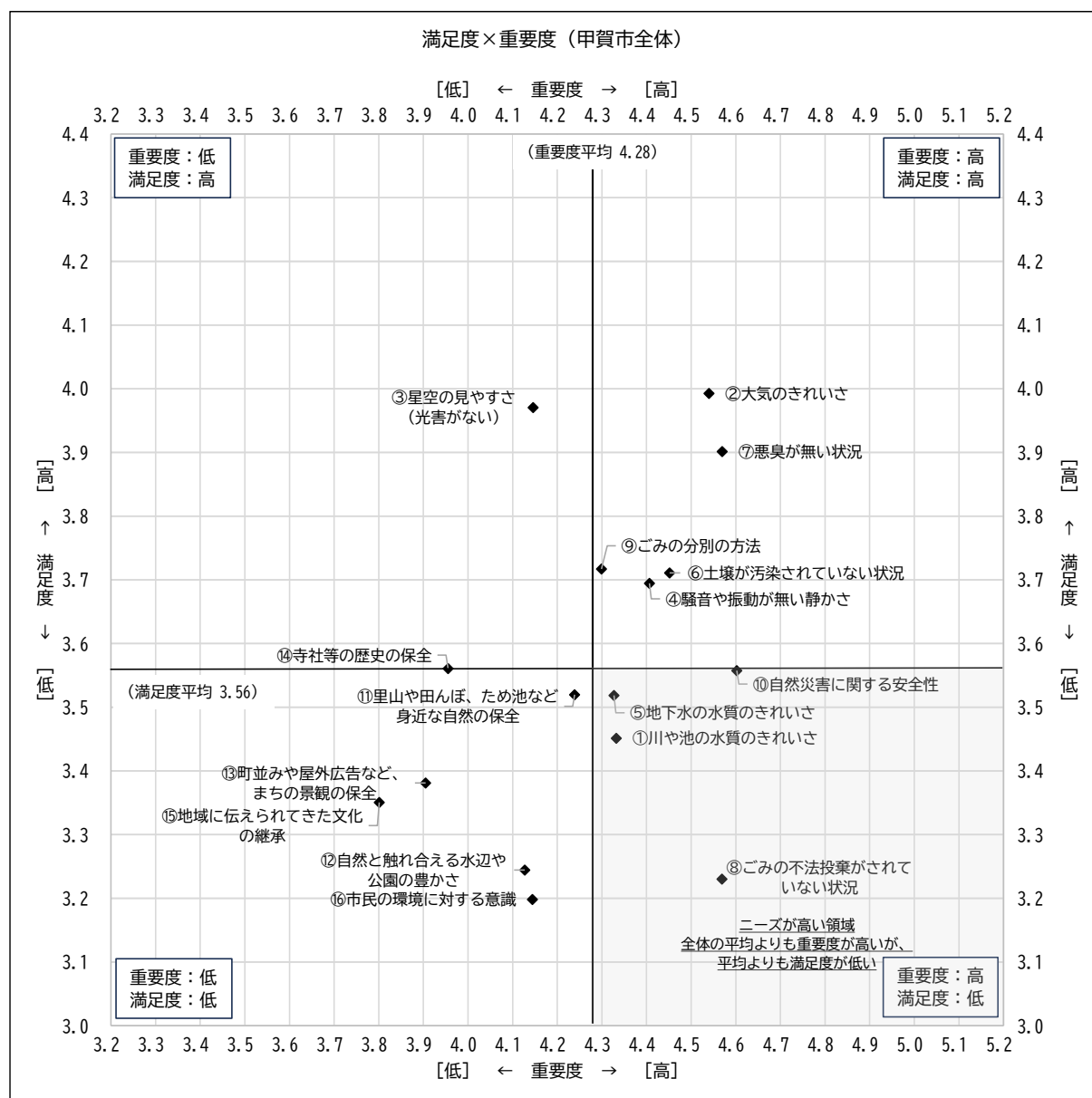
●全体でみると、「重要」が最も多いのは「自然災害に関する安全性」で 63.3%、以下、「悪臭が無い状況」で 60.5%、「ごみの不法投棄がなされていない状況」で 60.3%と続いています。「重要ではない」が最も多いのは「地域に伝えられてきた文化の継承」で 1.8%、以下、「寺社等の歴史の保全」で 1.2%、「星空の見やすさ（光害がない）」で 1.1%と続いています。

●加重平均値（「重要」を 5 点、「どちらかといえば重要」を 4 点、「どちらともいえない」を 3 点、「どちらかといえば重要ではない」を 2 点、「重要ではない」を 1 点とした場合）でみると、最も高いのは「自然災害に関する安全性」で 4.60 点、以下、「悪臭が無い状況」「ごみの不法投棄がなされていない状況」で 4.57 点、「大気のきれいさ」で 4.54 点と続いています。



③満足度と重要度の関係

満足度を縦軸、重要度を横軸とし、全項目の加重平均値の平均を原点とした2次元状に配置した場合、「川や池の水質のきれいさ」「地下水の水質のきれいさ」「ごみの不法投棄がされていない状況」「自然災害に関する安全性」の4項目は、縦軸より右、横軸より下に位置しています。これらは、全体の平均より重要度は高いが、低い満足度しか得られていない「ニーズの高い領域」と見なせます。

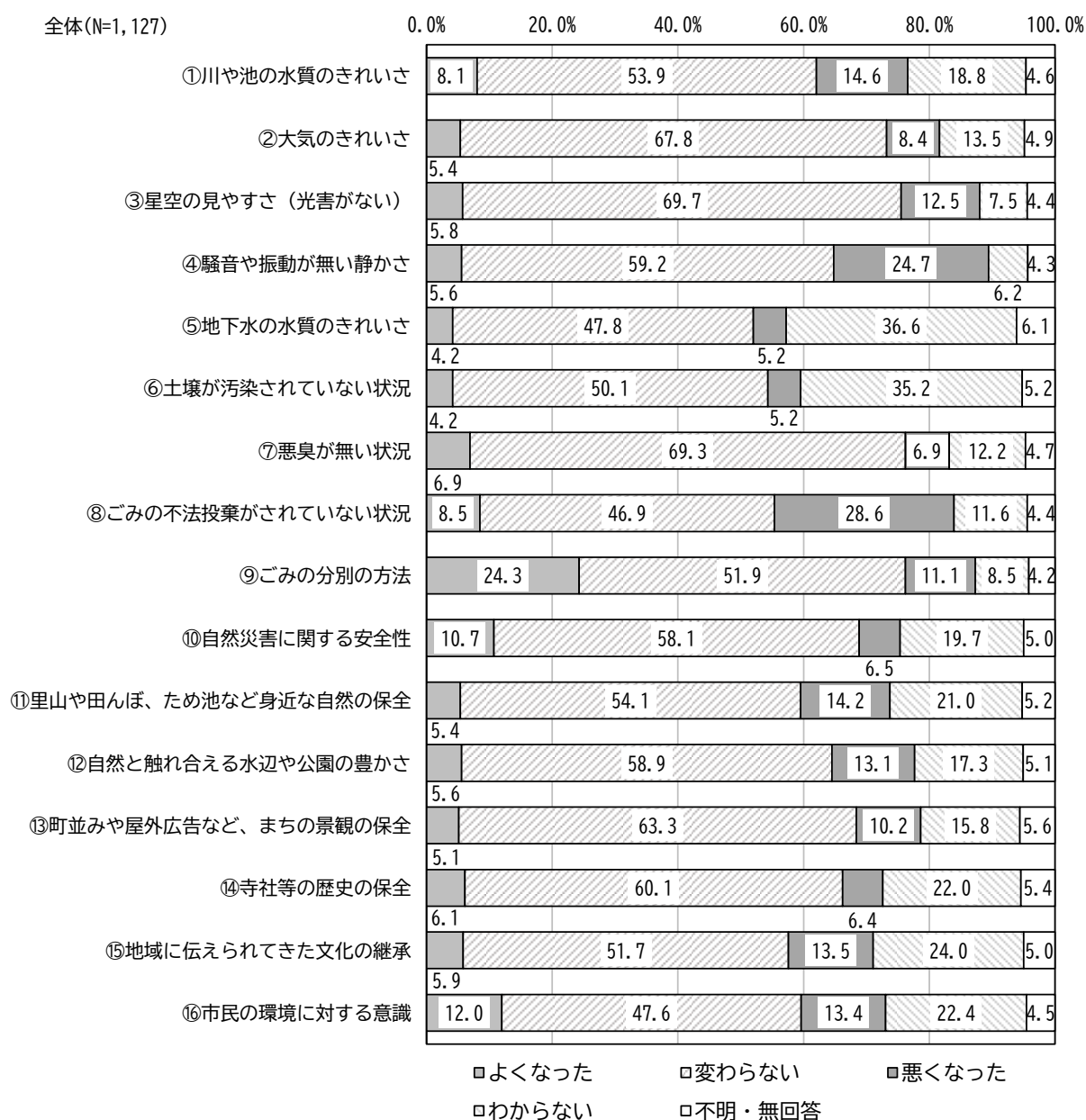


(2) 住んでいる地域周辺の、10 年前と比べての変化

《問 8》現在の住所に 10 年以上お住まいの方におたずねします。
あなたの住む地域周辺の状況は、10 年前と比べてどう変わりましたか。各項目について、あなたのお考えに近い番号を選んでください。（それぞれ○は 1 つ）

住んでいる地域周辺の、10 年前と比べての変化について、「よくなった」の割合をみると、最も多いのは「ごみの分別の方法」で 24.3%、以下、「市民の環境に対する意識」が 12.0%、「自然災害に関する安全性」が 10.7%と続いています。

■住んでいる地域周辺の、10年前と比べての変化



前回の調査の「よくなった」の割合と比較すると、「地域に伝えられてきた文化の継承」以外は減少しています。また、「ごみの分別の方法」が前回に引き続き最も多くなっています。

■地域周辺の現在の環境の10年前との比較（単数回答） 【経年比較】

「よくなった」の場合		R5調査		R2調査	
		N=1,127		N=1,213	
		%	順位	%	順位
①	川や池の水質のきれいさ	8.1%	5	10.6%	5
②	大気のきれいさ	5.4%	12	6.3%	12
③	星空の見やすさ（光害がない）	5.8%	9	6.5%	11
④	騒音や振動が無い静かさ	5.6%	10	6.2%	13
⑤	地下水の水質のきれいさ	4.2%	15	5.1%	15
⑥	土壌が汚染されていない状況	4.2%	15	4.7%	16
⑦	悪臭が無い状況	6.9%	6	9.0%	7
⑧	ごみの不法投棄がされていない状況	8.5%	4	11.9%	4
⑨	ごみの分別の方法	24.3%	1	30.4%	1
⑩	自然災害に関する安全性	10.7%	3	15.6%	2
⑪	里山や田んぼ、ため池など身近な自然の保全	5.4%	12	8.2%	8
⑫	自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ	5.6%	10	9.4%	6
⑬	町並みや屋外広告など、まちの景観の保全	5.1%	14	7.8%	10
⑭	寺社等の歴史の保全	6.1%	7	7.9%	9
⑮	地域に伝えられてきた文化の継承	5.9%	8	5.4%	14
⑯	市民の環境に対する意識	12.0%	2	13.4%	3

「悪くなった」の割合をみると、最も多いのは「ごみの不法投棄がなされていない状況」で 28.6%、以下、「騒音や振動が無い静かさ」が 24.7%、「川や池の水質のきれいさ」が 14.6%と続いています。

この3項目は前回の調査でも上位となっています。

■地域周辺の現在の環境の10年前との比較（単数回答） 【経年比較】

「悪くなった」の場合		R5調査		R2調査	
		N=1, 127		N=1, 213	
		%	順位	%	順位
①	川や池の水質のきれいさ	14.6%	3	21.0%	3
②	大気のきれいさ	8.4%	11	13.5%	8
③	星空の見やすさ（光害がない）	12.5%	8	16.5%	4
④	騒音や振動が無い静かさ	24.7%	2	30.3%	2
⑤	地下水の水質のきれいさ	5.2%	15	9.2%	14
⑥	土壌が汚染されていない状況	5.2%	15	9.4%	13
⑦	悪臭が無い状況	6.9%	12	11.9%	11
⑧	ごみの不法投棄がされていない状況	28.6%	1	32.8%	1
⑨	ごみの分別の方法	11.1%	9	10.8%	12
⑩	自然災害に関する安全性	6.5%	13	9.2%	14
⑪	里山や田んぼ、ため池など身近な自然の保全	14.2%	4	15.5%	5
⑫	自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ	13.1%	7	15.5%	5
⑬	町並みや屋外広告など、まちの景観の保全	10.2%	10	13.4%	9
⑭	寺社等の歴史の保全	6.4%	14	6.8%	16
⑮	地域に伝えられてきた文化の継承	13.5%	5	13.6%	7
⑯	市民の環境に対する意識	13.4%	6	13.2%	10

(3) 市に取り組んでほしい施策

《問 9》環境保全を推進するために、今後甲賀市はどのような施策に取り組むべきだと思いますか。（〇はいくつでも）

前回の調査と比較すると、総じて変化はみられません。

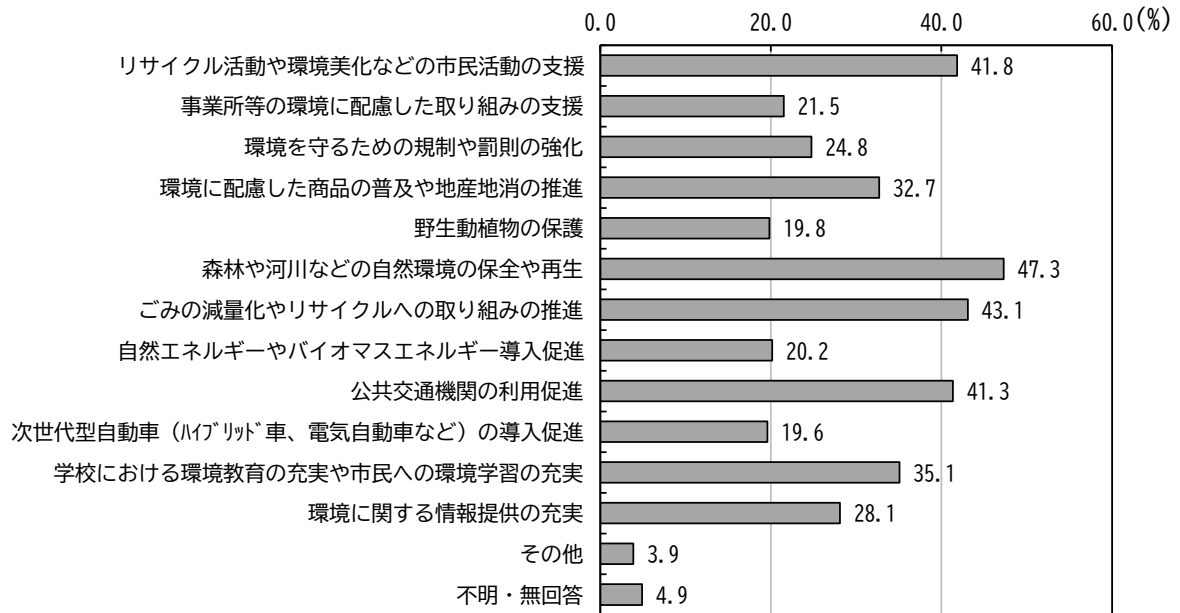
■環境保全推進のために、甲賀市が取り組むべき施策（複数回答）

	どりのサイ クル活動の支 援	事業所の環 境に配慮した 取組	環境を守る ための規制や 罰則	環境に配慮 した商品の普 及	野生動物植 物の保護	森林や河川 などの自然環 境の保全や再 生	ごみの減量 化やリサイク ルへの取組の 推進	自然エネル ギーやバイオ マス導入促進	公共交通機 関の利用促進	次世代型自 動車（ハイブ リッド車、電 気自動車など） の導入促進	学校におけ る環境学習の 充実	環境に関す る情報提供の 充実	その他	不明・無回 答
R5調査(N=1,260)	41.8	21.5	24.8	32.7	19.8	47.3	43.1	20.2	41.3	19.6	35.1	28.1	3.9	4.9
R2調査(N=1,367)	42.9	24.7	34.2	37.3	25.2	52.2	45.9	24.4	40.0	23.2	38.8	29.6	3.9	5.4

- 全体でみると、「森林や河川などの自然環境の保全や再生」が 47.3%で最も多くなっており、以下、「ごみの減量化やリサイクルへの取組の推進」が 43.1%、「リサイクル活動や環境美化などの市民活動の支援」が 41.8%と続いています。
- 性別にみると、男性は「森林や河川などの自然環境の保全や再生」が、女性は「ごみの減量化やリサイクルへの取組の推進」が最も多くなっています。次いで、男性は「公共交通機関の利用促進」が、女性は「森林や河川などの自然環境の保全や再生」が多くなっています。
- 年代別にみると、20 歳以下、30 歳代は「学校における環境教育の充実や市民への環境学習の充実」が、他の年代では「森林や河川などの自然環境の保全や再生」が最も多くなっています。
- 居住地域別にみると、水口地域は「ごみの減量化やリサイクルへの取組の推進」が、甲南地域は「公共交通機関の利用促進」が、他の地域では「森林や河川などの自然環境の保全や再生」が最も多くなっています。
- 居住年数別にみると、すべての年数において「森林や河川などの自然環境の保全や再生」が最も多くなっています。

■環境保全推進のために、甲賀市が取り組むべき施策
(複数回答)

□全体(N=1,260)



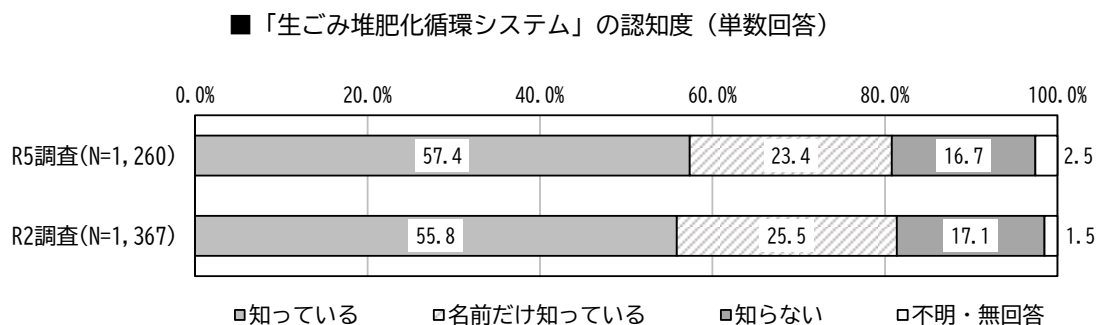
	どのリサイクル活動の支援や環境美化などの市民活動の支援	事業所等の環境に配慮した取り組みの支援	環境を守るための規制や罰則の強化	環境に配慮した商品の普及や地産地消の推進	野生動植物の保護	森林や河川などの自然環境の保全や再生	ごみの減量化やリサイクルへの取り組みの推進	自然エネルギーやバイオマスエネルギー導入促進	公共交通機関の利用促進	次世代型自動車（ハイブリッド車、電気自動車など）の導入促進	学校における環境教育の充実や市民への環境学習の充実	環境に関する情報提供の充実	その他	不明・無回答
全体(N=1,260)	41.8	21.5	24.8	32.7	19.8	47.3	43.1	20.2	41.3	19.6	35.1	28.1	3.9	4.9
男(N=547)	42.8	25.6	27.2	30.7	16.5	50.1	39.5	23.2	43.3	23.6	37.8	27.8	5.1	3.8
女(N=669)	41.0	18.1	22.3	34.4	22.0	44.8	45.9	17.3	39.2	16.4	33.0	28.0	3.0	5.7
20歳代以下(N=107)	32.7	16.8	17.8	20.6	24.3	35.5	28.0	11.2	32.7	15.0	41.1	24.3	1.9	3.7
30歳代(N=100)	38.0	37.0	23.0	36.0	23.0	44.0	40.0	28.0	30.0	24.0	45.0	21.0	2.0	3.0
40歳代(N=144)	36.1	20.1	19.4	34.0	14.6	46.5	39.6	29.9	31.9	23.6	40.3	25.0	6.3	1.4
50歳代(N=197)	36.5	23.9	13.2	34.0	20.3	43.1	41.1	20.8	42.6	22.3	27.4	22.8	3.6	3.6
60歳代(N=245)	42.9	19.6	30.6	32.7	17.6	51.0	43.7	18.4	38.4	17.6	31.8	33.9	2.4	4.9
70歳以上(N=452)	48.2	19.5	30.1	34.1	20.8	51.1	49.1	17.5	50.2	18.1	35.2	30.8	4.9	6.9
水口地域(N=536)	42.5	22.4	24.6	30.8	18.1	44.0	44.4	20.1	41.6	18.5	37.1	25.4	3.4	5.0
土山地域(N=99)	44.4	21.2	20.2	36.4	21.2	50.5	39.4	18.2	39.4	20.2	25.3	35.4	1.0	7.1
甲賀地域(N=156)	32.1	18.6	25.6	35.3	19.2	48.7	37.8	19.2	30.1	16.7	35.3	31.4	4.5	3.8
甲南地域(N=306)	45.4	19.0	25.2	33.3	20.6	45.4	44.8	20.9	47.4	21.2	35.0	29.1	5.2	4.2
信楽地域(N=151)	41.1	27.2	25.2	33.1	24.5	59.6	43.7	19.9	41.1	21.9	34.4	27.8	4.6	4.0
3年未満(N=34)	26.5	23.5	14.7	17.6	26.5	47.1	35.3	14.7	26.5	20.6	32.4	23.5	2.9	0.0
3年～10年未満(N=87)	31.0	27.6	18.4	34.5	18.4	44.8	29.9	25.3	40.2	18.4	35.6	25.3	3.4	3.4
10年以上(N=1,127)	43.2	21.0	25.4	33.0	19.8	47.5	44.5	19.7	41.9	19.5	35.0	28.4	4.0	5.1

※「10年以上」は、「転入後の居住年数10年以上」と「生まれてからずっと甲賀市に住んでいる」の合計。

(4) 「生ごみたい肥化循環システム」の認知状況

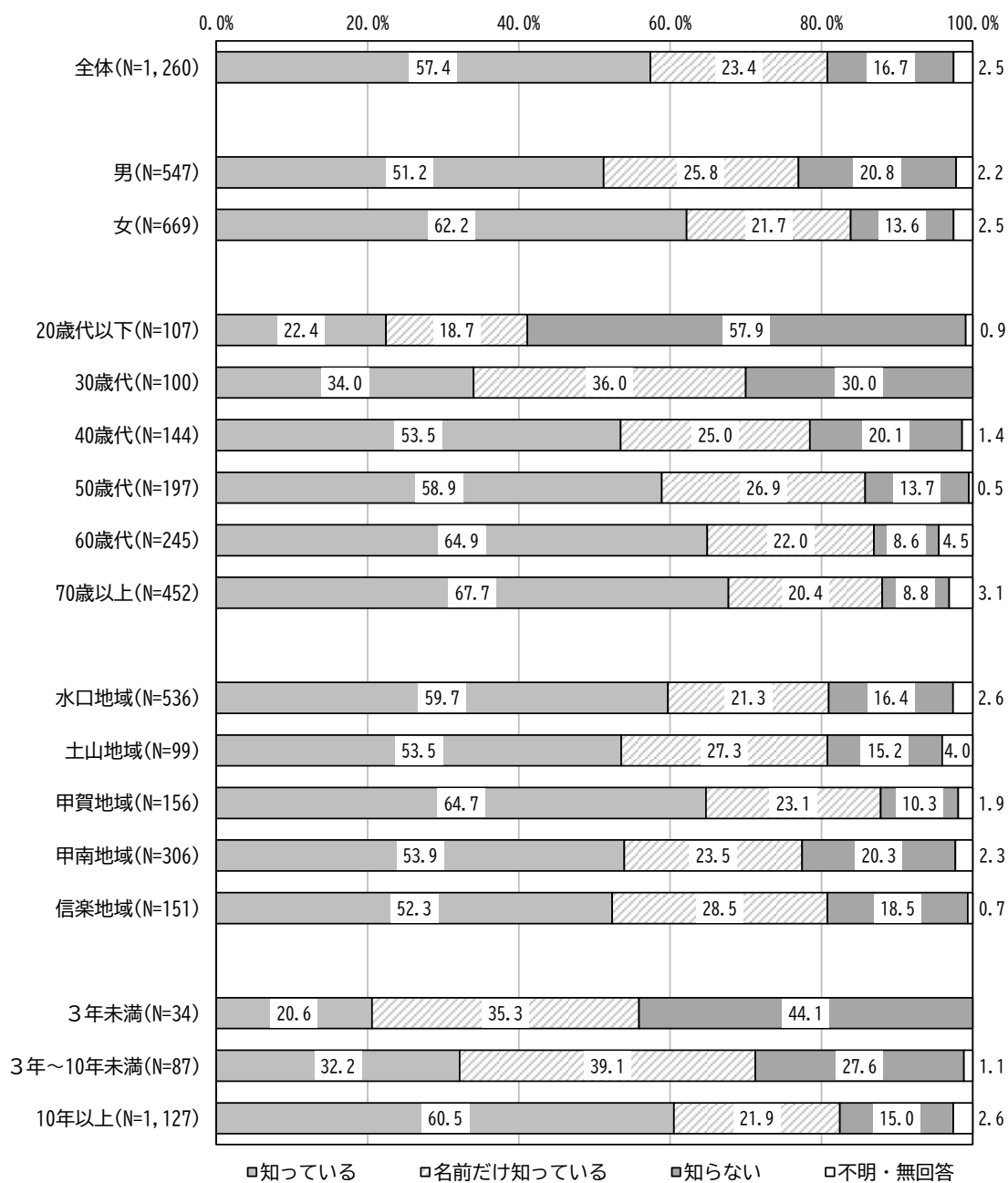
《問 10》あなたは、「生ごみたい肥化循環システム」という取り組みをご存じですか。（○は1つ）

前回の調査と比較すると、「知っている」の割合が増加しています。



- 全体でみると、「知っている」が 57.4%で最も多くなっており、以下、「名前だけ知っている」が 23.4%、「知らない」が 16.7%となっています。「知っている」と「名前だけ知っている」を合わせた『認知している』の割合は 80.8%となっています。
- 性別にみると、男性、女性ともに「知っている」が最も多くなっています。『認知している』の割合をみると、男性は 77.0%、女性は 83.9%となっています。
- 年代別にみると、20 歳代以下は「知らない」が、30 歳代は「名前だけ知っている」が、他の年代では「知っている」が最も多くなっています。『認知している』の割合をみると、最も多いのは 70 歳以上で 88.1%、以下、60 歳代で 86.9%、50 歳代で 85.8%と続いており、年代が高くなるにつれて多くなっています。
- 居住地域別にみると、すべての地域において「知っている」が最も多くなっています。『認知している』の割合をみると、最も多いのは甲賀地域で 87.8%、以下、水口地域で 81.0%、土山地域、信楽地域で 80.8%、甲南地域で 77.4%と続いています。
- 居住年数別にみると、10 年以上は「知っている」が、3 年～10 年未満は「名前だけ知っている」が、3 年未満は「知らない」が最も多くなっています。『認知している』の割合をみると、最も多いのは 10 年以上で 82.4%、以下、3 年～10 年未満で 71.3%、3 年未満で 55.9%と続いており、年数が長くなるにつれて多くなっています。

■「生ごみ堆肥化循環システム」の認知度（単数回答）

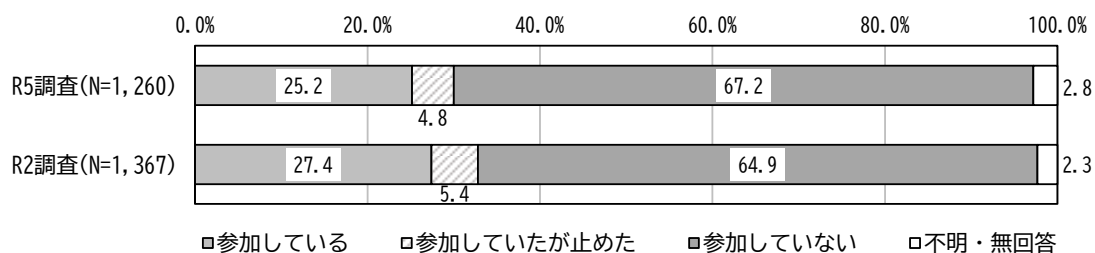


(5) 「生ごみたい肥化循環システム」への参加状況

《問 11》あなたは、「生ごみ堆肥化循環システム」に参加されていますか。
(○は1つ)

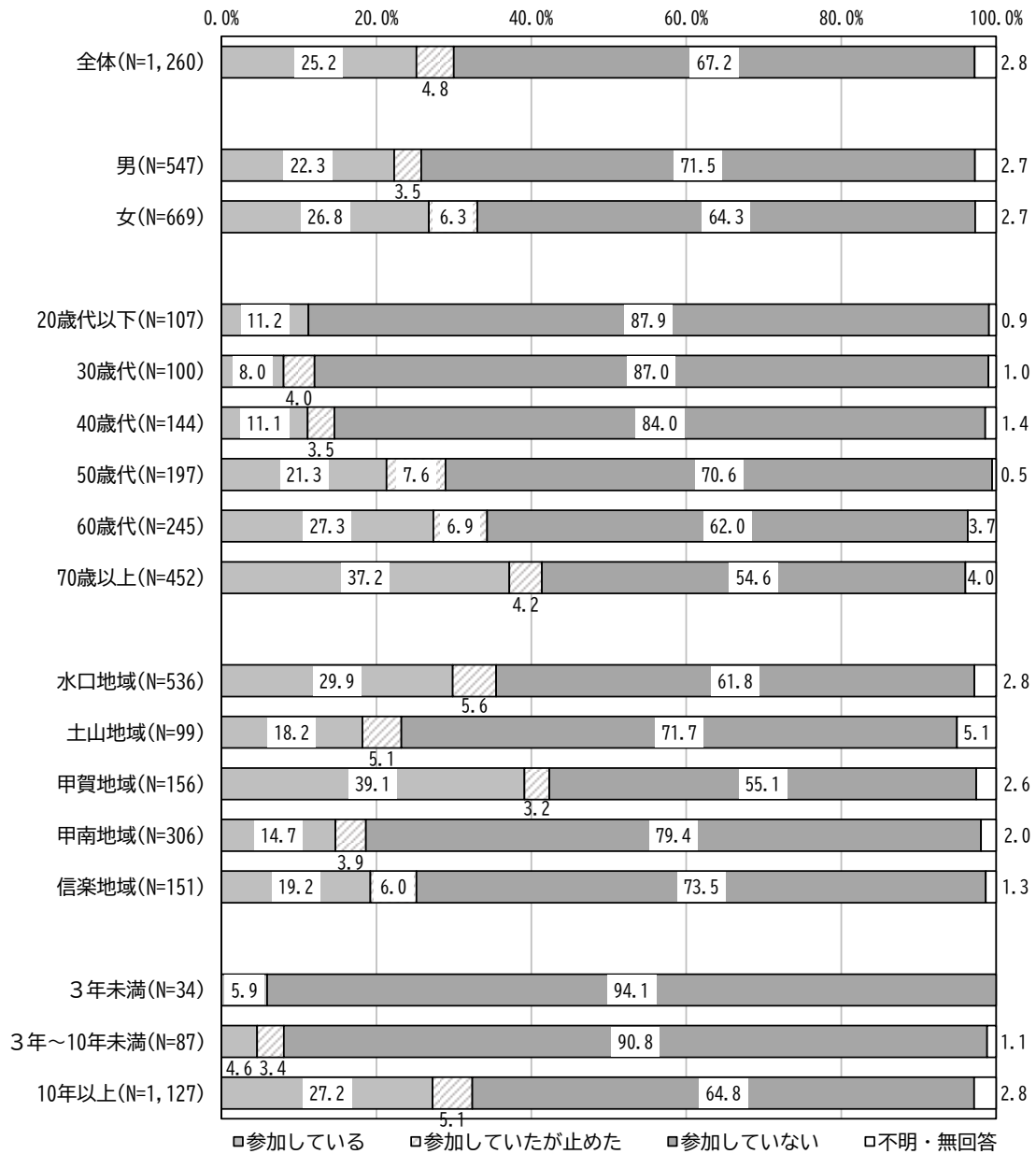
前回の調査と比較すると、「参加している」「参加していたが止めた」の割合が減少し、「参加していない」の割合が増加しています。

■「生ごみ堆肥化循環システム」への参加状況（単数回答）



- 全体でみると、「参加していない」が 67.2%で最も多くなっており、以下、「参加している」が 25.2%、「参加していたが止めた」が 4.8%と続いています。
- 性別にみると、男性、女性ともに「参加していない」が最も多くなっています。「参加している」の割合をみると、男性は 22.3%、女性は 26.8%となっています。
- 年代別にみると、すべての年代において「参加していない」が最も多くなっています。「参加している」の割合をみると、最も多いのは 70 歳以上で 37.2%、以下、60 歳代で 27.3%、50 歳代で 21.3%と続いています。
- 居住地域別にみると、すべての地域において「参加していない」が最も多くなっています。「参加している」の割合をみると、最も多いのは甲賀地域で 39.1%、以下、水口地域で 29.9%、信楽地域で 19.2%、土山地域で 18.2%、甲南地域で 14.7%と続いています。
- 居住年数別にみると、すべての年数において「参加していない」が最も多くなっています。「参加している」の割合をみると、最も多いのは 10 年以上で 27.2%、以下、3 年未満で 5.9%、3 年～10 年未満で 4.6%と続いています。

■「生ごみ堆肥化循環システム」への参加状況（単数回答）

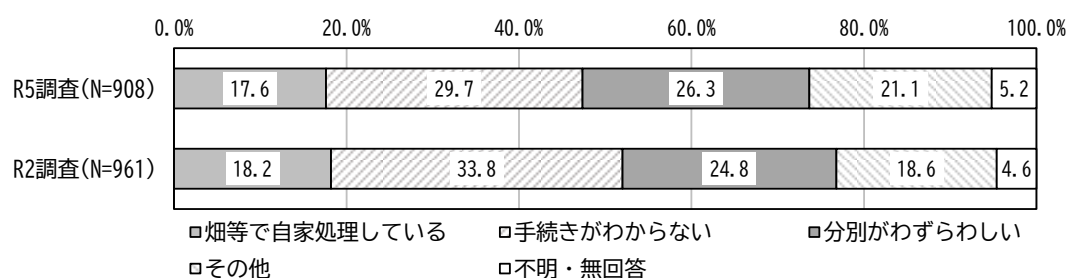


(6) 「生ごみ堆肥化循環システム」に参加していない理由

《問 11-1》問 11 で「参加していたが止めた」「参加していない」のいずれかに回答された方におたずねします。あなたが参加されていないのはどのような理由からですか。（○は1つ）

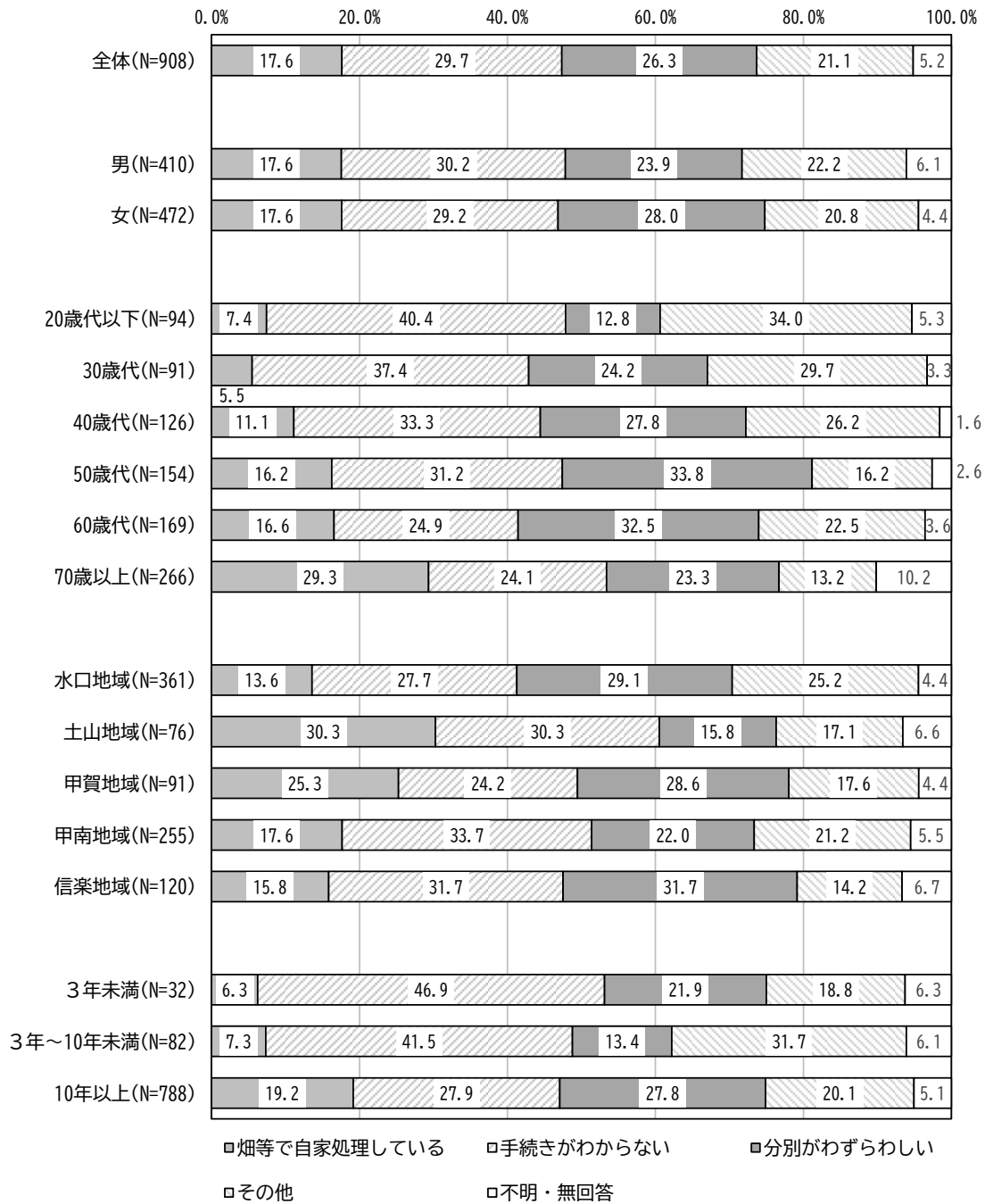
前回の調査と比較すると、「分別がわずらわしい」「その他」の割合が増加し、「畑等で自家処理している」「手続きがわからない」の割合が減少しています。

■「生ごみ堆肥化循環システム」に参加されていない理由（単数回答）



- 全体でみると、「手続きがわからない」が 29.7%で最も多くなっており、以下、「分別がわずらわしい」が 26.3%、「その他」が 21.1%、「畑等で自家処理している」が 17.6%と続いています。なお「その他」では、“生ゴミの量が減ったこと”、“持ち運び”に関する意見などがみられました。
- 性別にみると、男性、女性ともに「手続きがわからない」が最も多くなっており、次いで、「分別がわずらわしい」が多くなっています。
- 年代別にみると、70 歳以上は「畑等で自家処理している」が、50 歳代、60 歳代は「分別がわずらわしい」が、他の年代では「手続きがわからない」が最も多くなっています。
- 居住地域別にみると、水口地域、甲賀地域は「分別がわずらわしい」が、他の地域では「手続きがわからない」が最も多くなっています（土山地域は「畑等で自家処理している」、信楽地域は「分別がわずらわしい」と同率）。
- 居住年数別にみると、すべての年数において「手続きがわからない」が最も多くなっています。

■「生ごみ堆肥化循環システム」に参加されていない理由（単数回答）

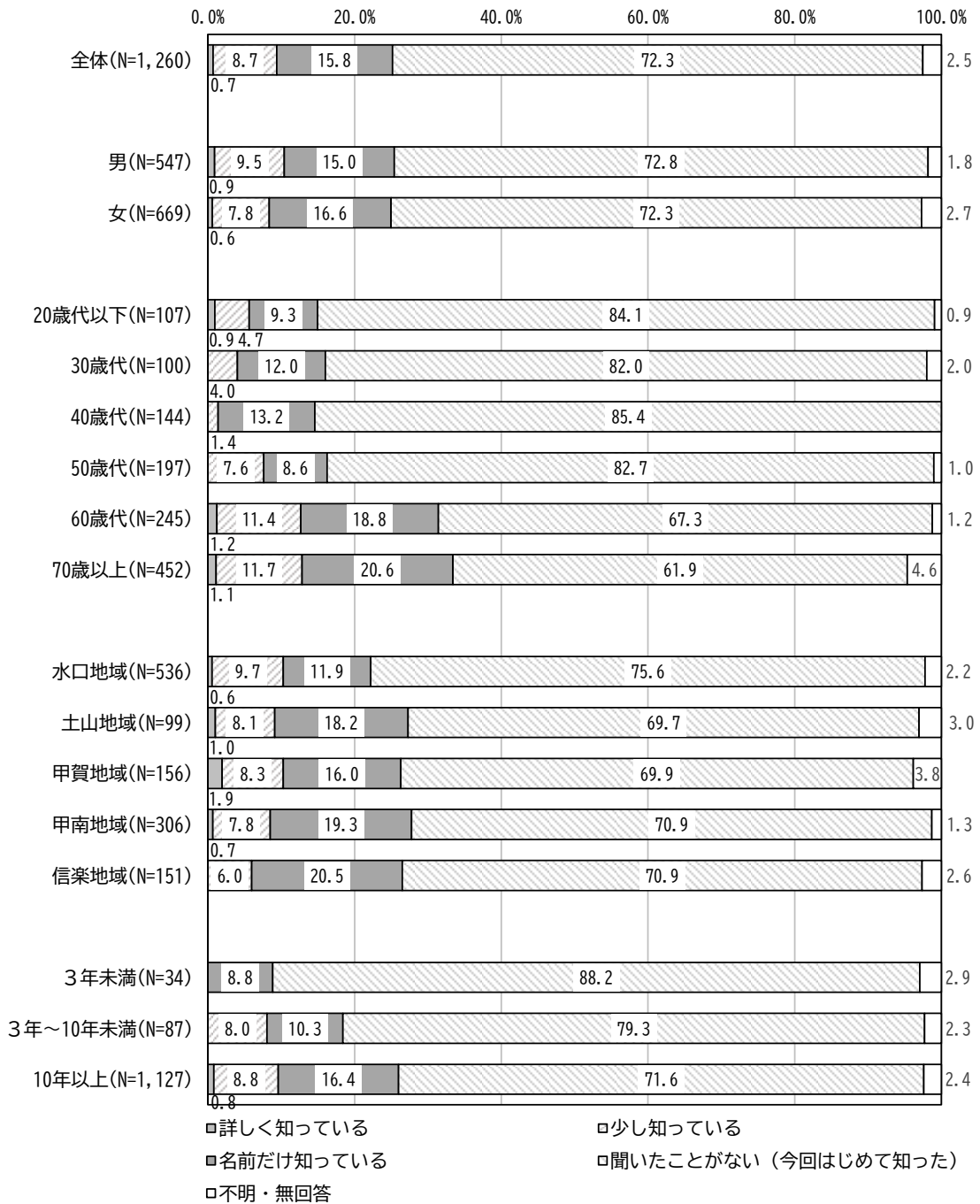


(7) デコ活の認知度

《問 12》市では誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまちを目指すため、デコ活を推進しています。あなたは、『デコ活』をご存じですか。
(○は1つ)

- 全体でみると、「聞いたことがない（今回はじめて知った）」が 72.3%で最も多くなっており、以下、「名前だけ知っている」が 15.8%、「少し知っている」が 8.7%、「詳しく知っている」が 0.7%と続いています。「詳しく知っている」と「少し知っている」と「名前だけ知っている」を合わせた『認知している』の割合は 25.2%となっています。
- 性別にみると、男性、女性ともに「聞いたことがない（今回はじめて知った）」が最も多くなっています。『認知している』の割合をみると、男性は 25.4%、女性は 25.0%となっています。
- 年代別にみると、すべての年代において「聞いたことがない（今回はじめて知った）」が最も多くなっています。『認知している』の割合をみると、最も多いのは70歳以上で33.4%、以下、60歳代で31.4%、50歳代で16.2%と続いています。
- 居住地域別にみると、すべての地域において「聞いたことがない（今回はじめて知った）」が最も多くなっています。『認知している』の割合をみると、最も多いのは甲南地域で 27.8%、以下、土山地域で 27.3%、信楽地域で 26.5%、甲賀地域で 26.2%、水口地域で 22.2%と続いています。
- 居住年数別にみると、すべての年数において「聞いたことがない（今回はじめて知った）」が最も多くなっています。『認知している』の割合をみると、最も多いのは10年以上で26.0%、以下、3年～10年未満で18.3%、3年未満で8.8%と続いており、年数が長くなるにつれて多くなっています。

■『デコ活』の認知度（単数回答）



資料 3. 甲賀市レッドリスト 2022 分類群別、年度別記載種数

甲賀市では、市民が享受している自然からの恵みの質を把握する事を目的として、平成 19 年度にレッドリストを策定しました。令和 4 年度に「甲賀市レッドリスト 2022」として 3 回目の改訂を加えました。

(1) 希少な植物

「甲賀市レッドリスト 2022」に掲載された植物の種数は 184 種であり、そのうち、絶滅種が 4 種、絶滅危惧種は 39 種でした。

過去のレッドリストと比較すると、掲載されている種数は増加傾向にあります。

表 4-1 甲賀市の植物のレッドリスト掲載種数の推移

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種	0	0	0	4
絶滅危惧種	35	36	39	39
絶滅危機増大種	37	45	47	47
要注目種	43	59	72	87
地域種	14	7	6	7
合 計	129	147	164	184

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

(2) 希少な動物

「甲賀市レッドリスト 2022」に掲載された動物の種数は 334 種であり、そのうち、絶滅種が 8 種、絶滅危惧種が 50 種でした。

過去のレッドリストと比較すると、掲載されている 9 分類群のうち、4 分類群(哺乳類、繁殖鳥類、昆虫類、陸産貝類)で増加傾向にあります。

表 4-2 哺乳類レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種	0	1	1	1
絶滅危惧種	4	5	5	7
絶滅危機増大種	3	3	3	3
要注目種	4	9	9	9
地域種	3	0	0	0
合 計	14	18	18	20

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

表 4-3 繁殖鳥類レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種	0	0	0	0
絶滅危惧種	9	8	9	9
絶滅危機増大種	9	17	16	17
要注目種	21	22	25	25
地域種	5	1	1	1
合 計	44	48	51	52

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

表 4-4 両生類レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種	0	0	0	0
絶滅危惧種	2	1	1	1
絶滅危機増大種	5	5	5	5
要注目種	7	8	9	10
地域種	3	1	1	1
合 計	17	15	16	17

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

表 4-5 爬虫類レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種	0	0	0	0
絶滅危惧種	0	0	0	0
絶滅危機増大種	0	0	0	1
要注目種	9	8	9	8
地域種	3	1	0	0
合 計	12	9	9	9

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

表 4-6 魚類レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種	0	0	0	0
絶滅危惧種	2	5	5	5
絶滅危機増大種	7	8	9	10
要注目種	12	6	5	5
地域種	3	3	3	3
合 計	24	22	22	23

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

表 4-7 昆虫類レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種	0	1	6	7
絶滅危惧種	13	19	22	25
絶滅危機増大種	17	28	30	27
要注目種	31	68	94	97
地域種	14	14	14	15
合 計	75	130	166	171

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

表 4-8 その他陸生無脊椎動物レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種			0	0
絶滅危惧種			0	0
絶滅危機増大種			3	3
要注目種			3	5
地域種			0	0
合 計			6	8

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

表 4-9 陸産貝類レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種	0	0	0	0
絶滅危惧種	0	3	3	3
絶滅危機増大種	5	2	2	2
要注目種	11	11	18	20
地域種	3	1	1	1
合 計	19	17	24	26

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

表 4-10 淡水貝類レッドリストの掲載種数

	平成 19 年 (2007 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 4 年 (2022 年)
絶滅種			0	0
絶滅危惧種			0	0
絶滅危機増大種			2	2
要注目種			5	5
地域種			1	1
合 計			8	8

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

資料 4. 第 2 次環境基本計画期間における取組

第 2 次環境基本計画における基本方針に基づき、令和 3 ～ 6 年度において甲賀市が取り組んだ施策・事業概要を以下にまとめました。

(1) 基本方針その一『豊かな自然と共に快適に生活できるまち』

表 5-1 森林・農地・里山の保全での取組

取組項目	施策・事業概要
森林の保全と活用	・第 72 回全国植樹祭のメイン会場の誘致（令和 4 年 6 月開催）、関連事業の実施 ・良好な景観と松林等の適正管理のための森林病虫害防除の推進 ・本市水源林で淀川下流の都市住民と市民が連携して行う水源林保全活動への支援 ・林地残材の搬出と地域通貨を交換する自伐型林業活動団体への支援
農地の保全と活用	・獣害対策としての侵入防護柵の資材購入や貸出用電気柵の購入、農作物獣害防止対策への支援 ・有害鳥獣の防護柵設置集落への支援 ・集落ぐるみの獣害防除対策への支援 ・農地周辺等の緩衝帯整備への支援 ・集落の獣害防除のための点検、検討 ・環境こだわり農産物の生産と地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組面積に応じた支援 ・経営転換（リタイヤ）又は担い手への農地の集積・集約化に協力し、農地中間管理機構にまとまった農地の貸付面積に応じ協力を交付 ・都市部中学校の教育旅行を対象に、地域資源や生業、料理作りなどの農村生活体験を通じた生徒と受入家庭との交流
里山の保全と活用	・農地法面の草刈り、水路泥上げ、農道補修、農業排水の透視度調査、生き物調査の実施 ・防災機能が低下した里山の危険木・放置竹林等の整備 ・みなくち子どもの森において、身近な里山の自然を活かした公園管理

表 5-2 水環境の保全での取組

取組項目	施策・事業概要
水辺環境の保全・活用	・法定外水路（普通河川）及び調整池の修繕と浚渫の実施 ・区や自治会等が実施する河川愛護活動の支援
水質の保全	・農地法面の草刈り、水路泥上げ、農道補修、農業排水の透視度調査、生き物調査の実施 ・公共下水道未整備地区（信楽地域等）の事業（工事）推進 ・工場立入調査と公共用水域の水質調査の実施
水循環機能の保全	・農地法面の草刈り、水路泥上げ、農道補修、農業排水の透視度調査、生き物調査の実施 ・防災機能が低下した里山の危険木・放置竹林等の整備 ・身近な里山の自然を活かした公園管理（みなくち子どもの森） ・市内小学校 4 年生を対象に出前講座を実施 ・6 月の水道週間で市内公共施設にポスターを掲示

表 5-3 生態系の保全での取組

取組項目	施策・事業概要
動植物の保全	・蓄積したデータを活用し、「レッドリスト 2022」を作成
有害鳥獣対策・外来種対策の推進	・有害鳥獣の捕獲 ・新規に狩猟免許を取得する経費の支援 ・法定猟具の購入等の経費の支援 ・有害鳥獣捕獲団体の活動支援 ・獣害防止対策事業 ・サルの行動域調査と結果の情報発信 ・被害対策の指導助言 ・集落周辺での捕獲
自然保護	・都市計画法、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例、甲賀市景観条例、甲賀市景観計画に基づく許認可、指導等 ・自然公園施設の維持管理 ・自然環境保全法や自然公園法に基づく指導等

表 5-4 快適な生活環境の確保での取組

取組項目	施策・事業概要
公害の防止	・自動車騒音の観測、公共用水域の水質調査の実施 ・工場立入調査の実施 ・市民からの苦情対応（騒音、振動、悪臭等）
緑化の促進	・甲賀市緑化推進委員会の活動（緑の募金活動、緑の少年団活動、緑化樹の配布等）への支援 ・「第 72 回全国植樹祭」の関連事業の実施
まちの美化の推進	・市民や企業等が一体となり地域清掃活動を行い、まちの美化を推進 ・甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例に基づく取組
景観形成	・景観法、甲賀市景観条例、甲賀市景観計画、甲賀市屋外広告物条例に基づく許認可、指導等

(2) 基本方針その二『地球環境への優しさが溢れるまち』

表 5-5 省エネルギー・エコライフの推進での取組

取組項目	施策・事業概要
エコカーの普及・エコドライブの推進	・ 出前講座等で啓発 ・ 公用車における電気自動車の導入 ・ 公共施設へのEV充電設備の設置
公共交通の利用促進	・ JR草津線、近江鉄道、信楽高原鐵道の利用促進（待合環境の整備・周遊型イベントの実施等） ・ 鉄道駅からの2次交通の充実に向けた取組（駅でのコミバス接続改善、レンタサイクルの整備等） ・ 市民向けモビリティマネジメントの実施（環境面でのメリットや環境にやさしい移動手段の展開等） ・ ICTを活用した公共交通の利便性向上（バス停へのデジタルサイネージ設置、シェアサイクルの設置、デジタル定期券システムの設置等） ・ 小学生への交通環境学習の実施 ・ 環境にやさしいバス車両の導入 ・ 駐車場・駐輪場の適切な管理
地産地消の促進	・ 学校給食における地元産食材の活用
環境に配慮したものづくりの推進	・ 工場立入調査時の啓発 ・ エネルギー使用量の多い企業を個別に訪問し現状の聞き取りと意見交換 ・ 市内企業との環境保全協定の締結 ・ 甲賀市固定資産税特別措置条例の改正

表 5-6 再生可能エネルギーの普及での取組

取組項目	施策・事業概要
木質バイオマス、太陽光エネルギー、地中熱利用（新庁舎）、小水力発電の普及促進	・ 公共施設 17 か所において、再生可能エネルギー（太陽光・バイオマス）の導入可能性調査を実施 ・ 河川や農業用水路 5 か所において、水量調査を実施
クリーンエネルギー自動車等の普及	・ 公共施設に充電設備を設置 ・ 公用車に電気自動車 4 台を導入 ・ イベント（EV・FCVから電気供給、ブース出展）で啓発 ・ 出前講座の実施
市民や事業者と連携した新エネルギーの普及促進	・ カーボンニュートラル推進リフォーム補助の実施 ・ 市民の行動変容を促すためのリーフレットの作成・配布
廃棄物エネルギーの推進	・ 廃プラスチック類を分別回収し、再資源化（燃料化）

表 5-7 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進での取組

取組項目	施策・事業概要
生ごみ堆肥化システムのさらなる普及	・ イベントや広報紙、ケーブルテレビでの事業内容の周知、啓発
ごみの減量とリサイクルの推進	・ フードドライブの実施 ・ ペットボトルの水平リサイクル
製造・流通過程での廃棄物の削減	・ 工場立入調査時に啓発
不法投棄の防止	・ 不法投棄の未然防止および撤去
ごみの適正処理	・ ごみ事典、ごみカレンダー、ごみ分別アプリ等による分別の周知、啓発 ・ 集積所における種類別回収回数の変更

(3) 基本方針その三『誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち』

表 5-8 環境教育・学習の推進での取組

取組項目	施策・事業概要
環境学習の充実	・ 地域の自然環境に関する教育・体験活動を実施 ・ 自然館展示、各種行事、学校等団体の受入、出前講座（木育等）を実施
学校での環境教育の推進	・ 市内全小学校の4年生児童を対象に「みなくち子どもの森」において体験型の学習を実施 ・ 学校における間伐体験の実施 ・ 環境教育活動を広報し、環境保全について家庭で考え合う機会の呼びかけ
環境リーダーの育成	・ 市民団体との意見交換 ・ 市民活動団体の活動支援

表 5-9 環境情報の発信での取組

取組項目	施策・事業概要
広報媒体による情報提供	・ 広報媒体による周知（地球温暖化対策、食品ロス、生ごみ堆肥化など） ・ 広報紙にエコクイズ等を掲載。ケーブルテレビでも放映
環境イベントの開催	・ 「未来につながるエコフェスタ」の開催
公共事業・公共施設での積極的な取組	・ EV充電設備を設置 ・ 電気自動車4台を導入
環境報告書の作成	・ 環境報告書を作成し公開 ・ 地球温暖化対策実行計画・一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）を策定

表 5-10 多様な主体での連携・協働での取組

取組項目	施策・事業概要
「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進	・県内市町初となる、デコ活宣言を行い、広報紙等で周知、啓発を実施 ・省エネ家電製品（エアコン）の買い替え補助の実施 ・アンケート調査を実施
市民活動団体、各種団体、事業所や県、近隣自治体との連携	・「県CO₂ ネットゼロ研究会」に参加、研修受講や県内自治体と意見交換 ・「CO₂ ネットゼロフォーラムしが」に参加し、企業や自治体関係者と意見交換し、連携を検討 ・「未来につながるエコフェスタ」等での企業の共催や出展による連携
環境保全協定の締結	・工場立入調査時での推進 ・開発の事前要件協議において意見付記 ・環境保全協定ひな形の見直し ・市内企業との環境保全協定の締結

資料 5. 甲賀市環境基本条例

○甲賀市環境基本条例

平成 18 年 6 月 26 日
条例第 33 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本計画(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 推進施策等(第 9 条—第 17 条)

第 4 章 環境審議会(第 18 条—第 24 条)

第 5 章 補則(第 25 条)

付則

甲賀市は、自然豊かな地であるとともに古くから交通の要衝として人や物が行きかい、文化が発展してきた地域であり、多様性のある自然環境を有しているとともに重要な水源涵養地である。

今日における科学技術の発達、生活の利便性の向上をもたらす一方で、環境への負荷を急激に高め、地域のみならず生命の基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。また、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展により、廃棄物の増大、地下水や土壌の汚染、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題の顕在化から、環境と密接にかかわる自らの生活のあり方を見直さなければならないという課題に直面している。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

私たちの総意として、自然との共生や多様な生態系の保全の必要性、さらには身近な環境を大切にすることが地球環境の保全につながるということを認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を、強い意志と協働により築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、甲賀市の豊かな自然と良好な生活環境の保全と創出についての基本となる理念及び基本的事項を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な地域社会を築き、現在から将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 環境の保全と創出環境の保全上の支障を防止することにより、現在の環境を良

好な状態に保ち、かつ、積極的に良好な環境を創り出すことをいう。

- (2) 環境への負荷人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 自然環境自然の生態系をめぐる大地、大気、水及び動植物並びにその生育環境をいう。
- (4) 地球環境の保全人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創出は、現在から将来にわたって市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現と健康で文化的な生活の確保を目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全と創出は、資源の節度ある利用と循環を図ることにより、持続的発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全と創出は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることにより、人と自然が共生する地域社会を実現することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全と創出は、積極的な市民参加と市民、事業者及び市の公平な役割分担と協働による環境への配慮と行動により、環境への負荷が少ない地域社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市民、事業者及び市のすべての活動において、自らの課題として積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、資源及びエネルギーの消費並びに廃棄物及び生活排水の排出等日常生活における環境への負荷の低減をしなければならない。

- 2 市民は、環境の保全と創出に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策及び地域活動に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴う環境の保全上の支障の防止及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策及び地域活動に参画し、協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全と創出を実現するため、市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全と創出に関する施策を策定し、実施し、評価しなければならない。

- 2 市は、市の施策を策定し、実施するに当たっては、環境への配慮に留意し、環境への負荷の低減その他環境の保全と創出を積極的に推進しなければならない。

第2章 基本計画

(基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創出に関する総合的かつ長期的な施策に関すること。

(2) 市の行う施策を策定し、又は実施するに当たっての環境への配慮に必要な事項に関すること。

3 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第18条に定める甲賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策との整合)

第8条 市が、施策を策定し、又は実施するときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 推進施策等

(市民活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者の環境への負荷の低減及び環境の保全と創出に関する活動が促進されるための支援に努めなければならない。

(監視及び測定)

第10条 市は、環境の状況を把握するため、必要に応じて監視及び測定を行うとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる事業を行う事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(環境への影響に係る調査等)

第11条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める施策の計画を策定しようとするときは、環境への配慮が十分になされているか、環境の保全と創出の観点から望ましい選択であるか等について調査を行うものとする。

2 前項に規定する調査の結果、施策の実施が重大な環境への負荷を与えると判断するときは、審議会に意見を求め、必要に応じて、その施策の変更や修正を行うものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、環境の保全と創出に関する環境教育及び学習をあらゆる機会を通して推進し、普及啓発事業を実施するよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第13条 市は、市民及び事業者に対して、環境の保全と創出に関する自主的な活動を促すために必要な情報の提供に努めるものとする。

- 2 市は、市民、事業者及び市が相互に環境の保全と創出に関する情報の交換ができるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 14 条 市は、市の環境の状況及び環境の保全と創出に関する施策等について年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

(協働体制の整備)

第 15 条 市は、環境の保全と創出に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び市が協働できる体制の整備に努めるものとする。

(環境月間)

第 16 条 市は、環境月間を定め、市民に広く環境の保全と創出についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全と創出に関する活動を推進するために必要な事業を実施する。

- 2 環境月間は、6 月とする。

(広域的連携)

第 17 条 市は、広域的な取組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、当該施策の実施に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(審議会)

第 18 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、甲賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 19 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 環境の保全と創出に係る重要事項に関すること。
- (2) 環境に関する条例及び規則の制定又は改廃に関すること。
- (3) 環境基本計画を定め、又は変更する内容に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境保全に関すること。

- 2 審議会は、環境行政に関する重要なことについて必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境に関し学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

- 3 前項に規定する委員のほか、特別の事項の調査及び審議をさせるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 4 臨時委員は、環境に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第21条 審議会には、委員が互選した会長を置き、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(規則への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。
(甲賀市環境審議会条例の廃止)
- 2 甲賀市環境審議会条例(平成16年甲賀市条例第195号)は、廃止する。

付則(平成19年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。